

市町村合併を 考えましょう

平成15年11月

神 崎 町

市町村合併をめぐる動きが、全国、千葉県及び近隣市町で急速に展開されています。これは、厳しい財政状況や少子・高齢化の進行する中で、高度化・多様化する行政需要に対応するために、合併により行財政基盤の強化を図る必要があること。また、市町村合併を推進しやすくするための法律「市町村の合併の特例に関する法律」（通称「合併特例法」といいます。）の期限が平成17年3月までとなっていることが、主な理由となっています。

市町村合併に対しての本町のこれまでの取り組みの考え方は、町民の皆さんの意向を把握しながら、町議会と協議・連携しつつ、さらに香取郡西部五町（神崎町・下総町・大栄町・多古町・栗源町）でお互いに協議しながら、基本的には成田空港圏での合併を、できなければ五町内の枠組みでの合併を進めてまいりました。

しかし、8月末から9月にかけて、成田市及び佐原市を含む周辺市町で、合併に対しての新たな動きがあり、必ずしも本町の希望どおりっていないというのが現状です。今後、各自治体では合併特例法期限内での合併を目指して、急速に合併の協議が進むものと思われ、本町においても的確な判断が迫られているところです。

このような状況下、町では原点に立ち返って、広く市町村合併について、再度町民の皆さんと一緒に考えるため、これまで情報提供してきた基本的なことも含めて、このパンフレットを作成いたしましたので、ぜひご覧になって下さい。そして、これから地区ごとの懇談会の開催やアンケートの実施に際しても、町民皆さんの意向を確認しながら、多くの議論を通じ地域の将来像を見据えて、市町村合併問題に対する今後の方向性を決めてまいりたいと思います。

市町村合併を考える背景

1．住民の生活圏が広がってきたこと。

昭和の大合併から50年、その後の住民の生活や文化の広がり、広域行政の取組等、市町村を取り巻く環境は大きく変わっています。広域的なまちづくりや住民サービスの維持、向上という視点に立って市町村のあり方を検討する必要性が高まっています。

2．住民ニーズが多様化していること。

住民ニーズの多様化・高度化が進んでいます。また、介護保険、女性施策、情報化などの新たな課題も増えております。小さな町村では対応できなかった専門性の高い行政分野にも職員を配置でき、行政サービスの幅が広がります。

3．地方分権の時代がやってきたこと。

国や県から行政の権限が移り、市町村の役割が大きくなってきます。どんなまちをつくっていくか自ら考え、実行していかなければなりません。そのためには、政策形成・法務能力など自治能力の向上を図るとともに、財政基盤を強化することが求められています。

4．少子・高齢化が進んでいること。

少子化により生産年齢人口層が少なくなり、税収が減少するとともに、高齢化の進展により、高齢者に対する福祉サービスや医療にかかるお金が増えることが予想されています。

5．国も地方も財政状況が悪化していること。

国、地方を合わせると借金は約700兆円近くになっています。市町村の主要財源である地方交付税は、現在その財源の3分の1以上を借り入れによっており、財源の確保が難しくなっています。

合併の「効果と心配」

一般的に、市町村合併の効果等はすぐに現れるものは少なく、長期的な視野に立って考えることが必要とされています。また、合併に対する心配な点や課題も以下のとおり指摘されています。

1．市町村合併による「効果」とされる事

- 簡単な窓口サービスが、勤務地や買い物先の旧市役所や町役場で受けることができる。
- サービス部門などに職員を手厚く配置するなど、職員数を全体的に少なくしながら、行政サービスの向上を図ることができる。
- 女性施策、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができるようになり、行政ニーズの多様化に対応できる。
- 近隣の公共施設（図書館・スポーツ施設・保健福祉センターなど）が利用しやすくなる。
- 小さな町ではできなかった重点的な投資が可能となり、より質の高い公共施設の建設や基盤の整備が推進できる。
- 町長・助役・収入役などの特別職や議員、各種委員会、職員などの総数が減少しかなりの経費が節減される。

2．市町村合併による「心配」とされる事

- 中心部（市街地）だけ良くなって、周辺部はすたれてしまう。
- 町役場が遠くなり不便になるなど、きめ細かな行政サービスが受けられなくなる。
- 行政サービスの水準等に格差があり、サービスの低下や住民負担の増加につながる。
- 歴史・文化・伝統といった地域の個性が薄れてしまう。
- 合併により議員の数が削減されることや、人口の増大により住民の意見が行政に反映されにくくなる。

3．その他、十分協議等が必要な事項

- 市町村が加入している各種一部事務組合の脱退・再編、清算処理。
- 旧庁舎の機能や公共施設の配置の検討。
- 総合計画等の基本計画、防災計画等の見直し。
- 学区や教育関連事業の見直し。
- 税や手数料、使用料の見直し。
- 上・下水道などのライフライン整備の抜本的な見直し。

本町の財政状況

1. 地方交付税の推移

地方交付税とは、地方自治体の財政力には格差があるため、各自治体が一定水準の行政サービスを行えるように、所得税など国税の一定割合の額を財政力に応じて国が地方自治体に配分するもので普通交付税と特別交付税があります。税収不足により国の財政状況が悪化し、また普通交付税の計算方法の見直しもあり、平成13年度から段階的に交付額が減ってきており、その減少を補てんするために制度的に認められている、臨時財政対策債（償還金が交付税に算入される）を借り入れて財政運営をしています。平成12年度から平成15年度までの普通交付税と臨時財政対策債の状況は次のとおりです。

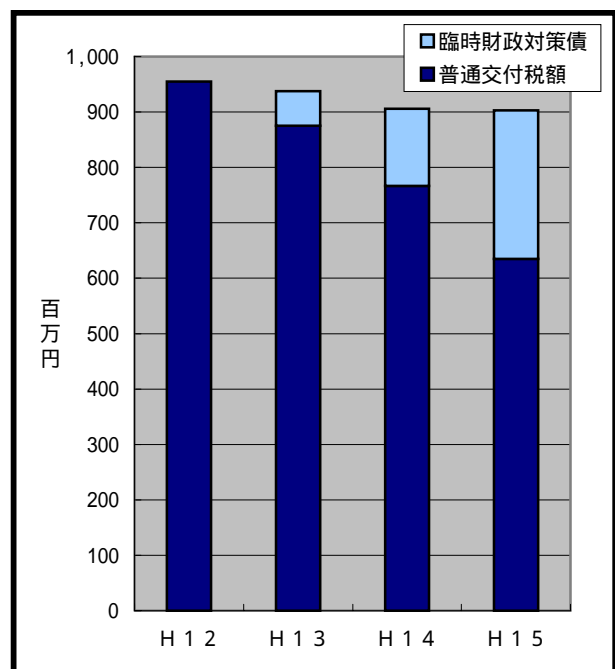
単位：千円

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
普通交付税額	954,924	875,398	767,223	634,901
臨時財政対策債		63,200	138,800	268,300
計	954,924	938,598	906,023	903,201

2. 今後の地方交付税の見込み

普通交付税だけに注目すると、平成12年度に比べ、平成15年度は320,023千円（33.5%）のマイナスとなっており、平成16年度以降も、今年の額をベースに推移するものと見込まれます。

一方、臨時財政対策債は平成13年度からの3年間として措置されてきましたが、来年度からいきなり制度がなくなるということは想定できないので、どの程度の水準になるか未確定なところがあります。



3. 今後の財政見通し

平成15年度の決算見込みと、来年度以降町の実施計画に基づく事業を展開していくとした場合、3年後及び5年後の歳入・歳出の財政見通しは次のとおりになると見込まれます。

平成15年度（決算見込み）

		地方譲与税等					
歳入	町税	157	地方交付税	国県	町債	繰入金	その他
	656百万円	百万円	723百万円	支出金			
一般財源		15億3千6百万円		135百万円			
歳入合計 25億2千2百万円							
歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費・補助費等		普通建設事業費	その他
	720百万円	96百万円	394百万円	763百万円		352百万円	117百万円
義務的経費		12億1千百万円					
歳出合計 24億4千2百万円							

平成18年度（3年後）

		地方譲与税等					
歳入	町税	158	地方交付税	国県	町債	繰入金	その他
	646百万円	百万円	738百万円	支出金			
一般財源		15億4千2百万円		184百万円			
歳入合計 23億7千1百万円							
歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費・補助費等		普通建設事業費	その他
	743百万円	96百万円	406百万円	728百万円		207百万円	117百万円
義務的経費		12億4千5百万円					
歳出合計 22億9千7百万円							

平成20年度（5年後）

		地方譲与税等					
歳入	町税	158	地方交付税	国県	町債	繰入金	その他
	650百万円	百万円	705百万円	支出金			
一般財源		15億1千3百万円		218百万円			
歳入合計 21億9千万円							
歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費・補助費等		普通建設事業費	その他
	713百万円	96百万円	421百万円	717百万円		295百万円	117百万円
義務的経費		12億3千万円					
歳出合計 23億5千9百万円							

- 地方交付税は、平成15年度の実績をベースに見込んでいます。また、地方交付税の減少を補てんするための臨時財政対策債も、今年と同額の借り入れをすることを想定しています。
- 職員数は、退職者の補充を最小限に抑えて、5年間で5人削減の見込みです。
- 平成16年度以降の主要事業は別表のとおり予定されています。実施年度や事業費等はまだ概算のものもありますが、町道武田毛成線及び町道武田古原線（二期）の道路改築事業を中心として、今後計画的に実施する予定です。

○一般家庭の貯金に相当する、町の財政調整基金は平成14年度末で3億8千3百万円ありますが、今後、歳入不足を補てんするためには、毎年1億円程度の繰り入れが必要で、平成18年度にはゼロとなってしまいます。そのため平成20年度には1億7千万円の赤字決算になると見込まれます。

今後予定される主要事業

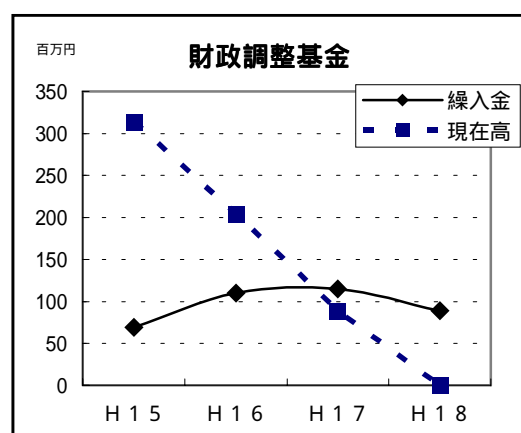
単位：千円

事業名	実施年度	事業費
町道武田毛成線道路改築事業	H16~H17	190,000
町道武田古原線(二期)道路改築事業	H16~H20	400,000
町道植房立野線(二期)道路改築事業	H18~H22	350,000
消防西分遣所外構工事	H16	10,000
特別養護老人ホーム建設補助	H16~	60,000
経営構造対策事業	H17	18,056
浄向川排水事業	H18~H22	139,500

4. 本町が合併しないとしたら

もし、本町がこのまま合併しないで、単独で行くとした場合、今後の国の地方交付税政策にもよりますが、なるべく財政調整基金の繰り入れを少なくして財政運営していくためには、1億5千万円から2億円位の歳出の削減が必要となります。具体的な削減方法としては、次のようなことが考えられます。

- 特別職(四役)の報酬等を削減する。
- 議会議員の定数を削減する。
- 行政組織の見直しをして、可能な限り職員数を削減する。
- 各種委員会の委員数を削減する。
- 物件費・補助費等の経常経費についても見直し、必要最小限の支出に抑える。
- 主要事業について、実施年度の繰り延べや事業費の見直しをして、普通建設事業費を削減する。



《 行政サービスの低下は？ 》

上記の経費の削減を実施した場合、直接町民に係る行政サービスにも影響が出ます。具体的には次のようなことが想定されます。

- 大きな市町では専任の職員を置いて対応している行政事務でも、本町では兼務により対応しているケースが多々あります。職員数を削減すると更にこのことが顕著となり、これからの住民ニーズの多様化・高度化に十分対応できなくなります。

例えば 男女共同参画事業、地域情報化事業、NPO関連事業など

- 町民の要望に沿った投資的事業の実施が困難となります。
- 団体への補助金の削減又は廃止。
- 各種イベント等の開催内容及び廃止等の検討。

合併支援措置

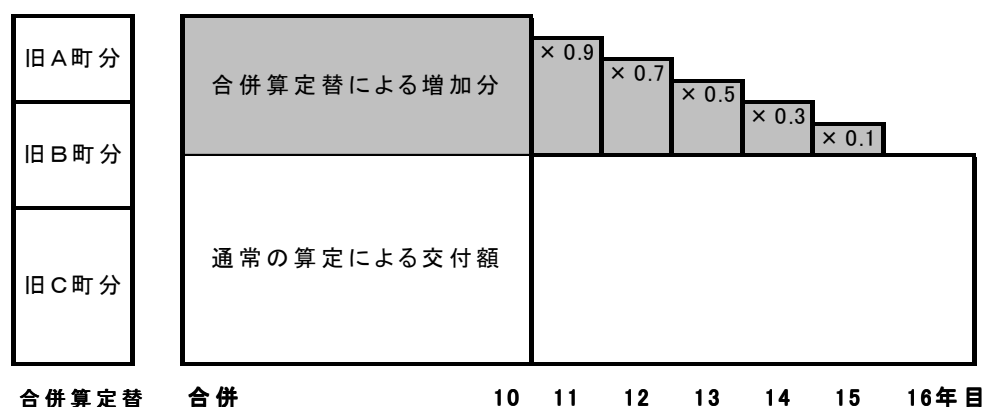
国では、合併特例法の期限内での市町村合併の促進を図るため、次のような支援策を講じています。

1．合併特例債

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて、合併後10年間の間に実施する公共的施設の整備事業に要する経費及び市町村の一体感の醸成・旧市町村の区域の地域振興等のために設けられる基金の造成に要する経費について、合併特例債（充当率95%、交付税算入率70%）を財源とすることができます。

2．普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併後に普通交付税が急激に減少しないように、合併後10年間は合併前の旧市町村ごとに算定される額の合計額を下回らないように交付され、その後の5年間で段階的に縮減されます。



3．合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）【普通交付税】

合併直後に必要な臨時的経費について、5ヶ年度にわたり普通交付税において包括的な財政措置がされます。

- 行政の一本化（基本構想の策定・改訂、コンピュータシステムの統一など）
- 行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費

4．特別交付税措置

合併を機に行う新たなまちづくり等に要する経費として、合併後3ヶ年度にわたり包括的に措置されます。1年目5割、2年目3割、3年目2割

5．合併市町村補助金

合併に伴い必要な事業として、市町村建設計画に位置付けられたものを対象に、合併後3ヶ年度を限度に補助されます。

県内及び近隣市町の動向

市町村合併に関しての県内市町村の状況は、次ページの地図のとおりとなっています。今年6月6日には野田市が関宿町を編入合併し、他に9地域（関係39市町村）で法定協議会が設置されて、平成17年3月の合併を目指して協議が進められています。

本町を含む近隣市町の状況は、成田市長が9月定例議会で「市町村合併に関する基本的な考え方」として「成田市に隣接する生活圏・空港圏の合致する2市4町（成田市・富里市・芝山町・下総町・大栄町・多古町）を現時点での最大の枠組みとする」という方針を表明しました。また、佐原市も「1市4町（佐原市・神崎町・小見川町・山田町・栗源町）での合併を目指したい。」という表明がありました。



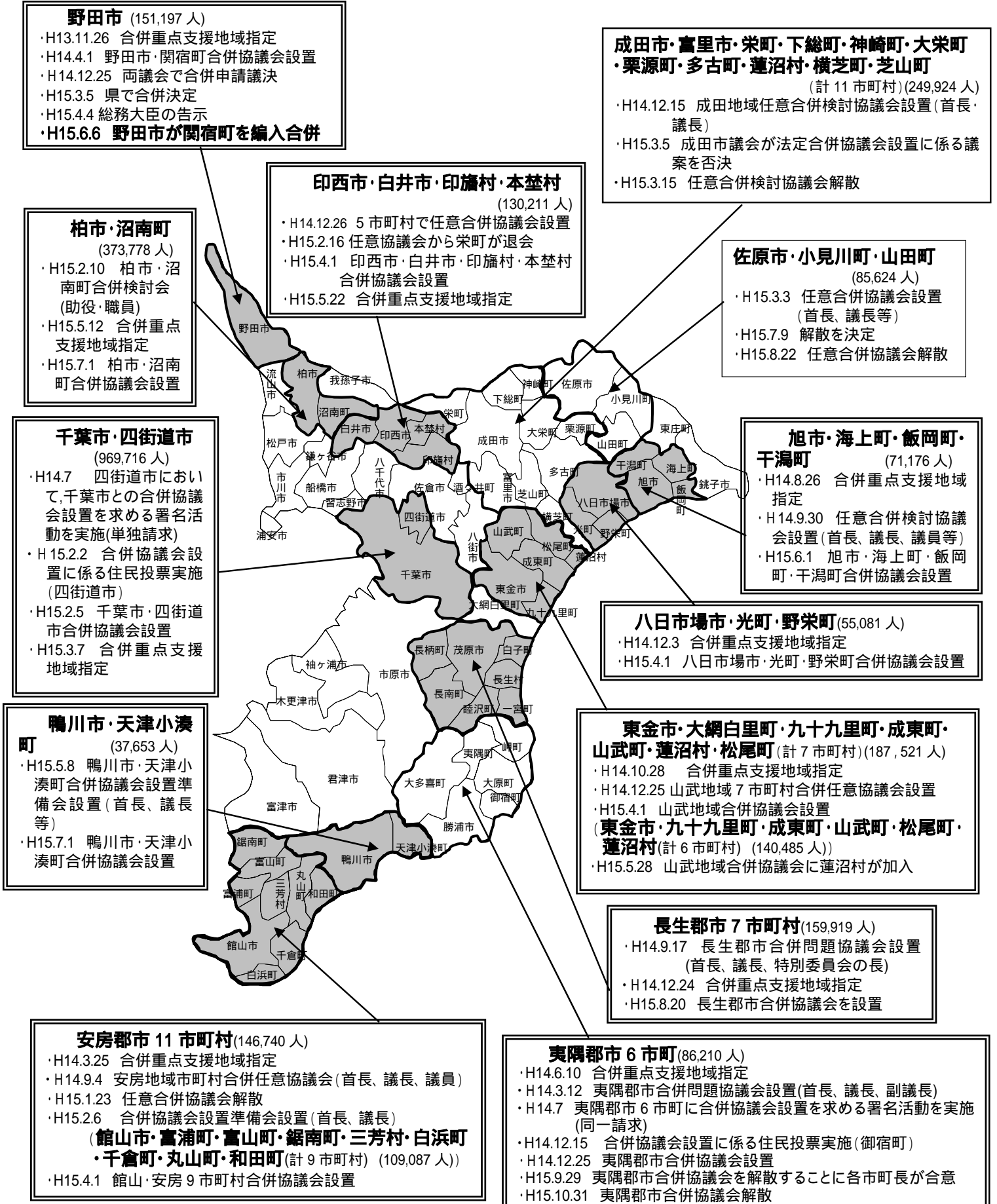
これらの枠組みは、まだ流動的ではありますが、合併特例法の期限内で合併するためには、今年の12月あるいは来年1月までに、合併関係市町で法定協議会を設置することが必要であり、今後急速に協議が進むものと見込まれます。

「合併をしない」と表明した自治体の例




福島県矢祭町（平成12年国勢調査人口 7,062人）

平成13年10月、矢祭町議会は、「市町村合併をしない矢祭町宣言」を全会一致で決議しました。宣言文には「自らの進路の決定は自己責任のもと意思決定する能力を持っている」とし「国が押しつける市町村合併には賛意できない」また「先人から受け継いだ郷土を21世紀の人たちに引き継ぐことが使命」であり「将来に禍根を残すべきではない」としています。独立独歩、自立したまちづくりを宣言しました。

市町村合併の県内の動向



()書きは、構成市町村の平成 12 年国勢調査人口の計です。

 合併市・法定合併協議会
 任意合併協議会
 合併重点支援地域

市町村合併を推進するための法的対応

1. 市となるべき要件の特例の延長

3万市特例を合併特例法の期限（平成17年3月31日）まで1年間延長
※既に法律改正済み

2. 現行の合併特例法の経過措置

当該市町村の合併について、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、合併特例法の財政支援措置等を引き続き適用する旨の経過措置を講じることとする。

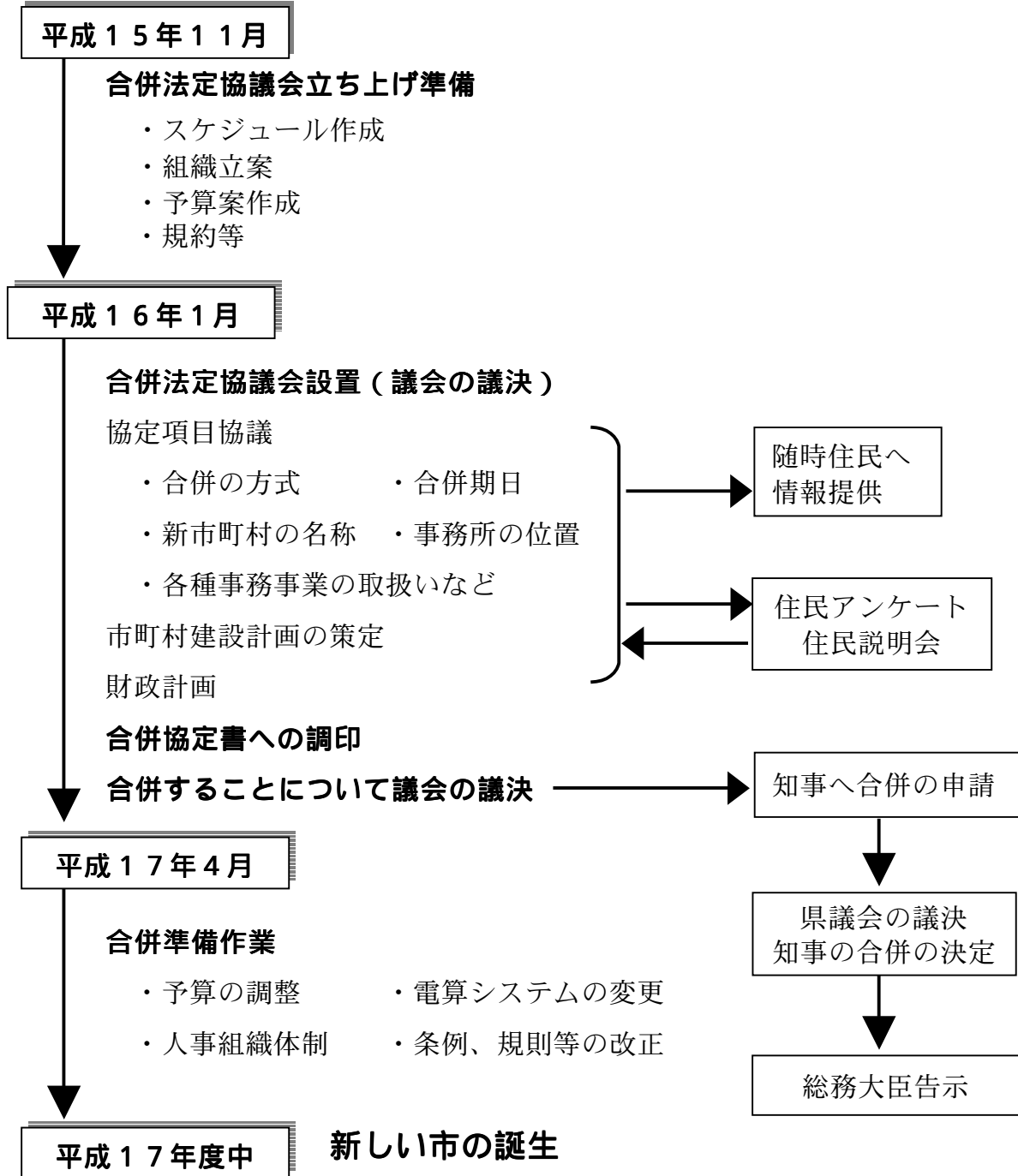
※次期国会で法律改正予定

3. 市町村合併推進のための新たな法律の制定

現行の合併特例法の失効（平成17年3月31日）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、今年4月に地方制度調査会が出した「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」によると、次のような新しい法律の制定について協議されています。

- 新法は、必要に応じて、都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等により、自主的な合併を進めるものとする。
- 合併後、総じて規模が大きくなる基礎的自治体内において、住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村の単位を基本として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理するため、地域自治組織を設けることができることとする制度を創設。
- 合併できなかった市町村は、地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができ、その場合には、都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村のいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定しえる仕組みを検討する。

市町村合併までの流れ



※このスケジュールは、合併特例法の経過措置の改正を前提としています。